

サイバーセキュリティ戦略本部の副本部長の特定及び本部員の指定
について

資料 1 - 1 「サイバーセキュリティ戦略本部の副本部長の特定
について」の一部改正について

資料 1 - 2 「サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定に
ついて」の一部改正について

(参考) サイバーセキュリティ戦略本部 名簿

「サイバーセキュリティ戦略本部の副本部長の特定について」の一部改正について

〔平成27年10月23日〕
閣議決定

サイバーセキュリティ戦略本部の副本部長の特定について（平成26年12月16日閣議決定）の一部を次のように改正する。

「情報通信技術（IT）政策担当大臣」を「サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣」に改める。

「サイバーセキュリティ戦略本部の副本部長の特定について」の一部改正について

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>サイバーセキュリティ戦略本部の副本部長の特定について</p> <p style="text-align: center;">〔平成26年12月16日 閣 議 決 定 <u>平成27年10月23日</u> 一 部 改 正〕</p> <p>サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の施行（平成27年1月9日）により内閣にサイバーセキュリティ戦略本部が設置されることに伴い、サイバーセキュリティ戦略副本部長に充てられる国務大臣は、<u>サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣</u>とする。</p>	<p>サイバーセキュリティ戦略本部の副本部長の特定について</p> <p style="text-align: center;">〔平成26年12月16日 閣 議 決 定〕</p> <p>サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の施行（平成27年1月9日）により内閣にサイバーセキュリティ戦略本部が設置されることに伴い、サイバーセキュリティ戦略副本部長に充てられる国務大臣は、<u>情報通信技術（IT）政策担当大臣</u>とする。</p>

「サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定について」の一部改正について

〔平成 27 年 10 月 23 日〕
〔内閣総理大臣決定〕

サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定について（平成 27 年 7 月 22 日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

「サイバーセキュリティ戦略本部員として、」の下に「情報通信技術（IT）政策担当大臣及び」を加える。

「サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定について」の一部改正について
新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改正案	現 行
<p>サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定について</p> <p>平成 27 年 7 月 22 日 内閣総理大臣決定 平成 27 年 10 月 23 日 <u>一 部 改 正</u></p> <p>サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 29 条第 2 項第 6 号のサイバーセキュリティ戦略本部員として、<u>情報通信技術（IT）政策担当大臣及び 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣</u>を指定する。</p>	<p>サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定について</p> <p>平成 27 年 7 月 22 日 内閣総理大臣決定</p> <p>サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 29 条第 2 項第 6 号のサイバーセキュリティ戦略本部員として、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣を指定する。</p>

(参考)

サイバーセキュリティ戦略本部 名簿

平成27年10月23日現在

本部長 内閣官房長官

副本部長 サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣

本部長 国家公安委員会委員長

総務大臣

外務大臣

経済産業大臣

防衛大臣

情報通信技術（IT）政策担当大臣

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣

遠藤 信博 日本電気株式会社代表取締役執行役員社長

小野寺 正 KDDI株式会社取締役会長

中谷 和弘 東京大学大学院法学政治学研究科教授

野原佐和子 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長

林 紘一郎 情報セキュリティ大学院大学教授

前田 雅英 日本大学大学院法務研究科教授

村井 純 慶應義塾大学教授